

物 件 調 査 書

物件番号 1102

所在地		香川県丸亀市塩屋町二丁目206番4			
住居表示					
現況地目及び面積等		宅地	182.43㎡	工作物	—
				立木竹	—
登記簿記載事項	地番	206番4			
	地目	宅地			
	数量	182.43㎡			
接面道路の状況		北側 西側	舗装市道 舗装市道	幅員約 2.0 m 幅員約 2.0 m	(法第42条第2項道路) (法第42条第2項道路)
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内（非線引）			
		用途地域	第一種住居地域		
		地域・地区	指定なし		
		建蔽率	60%		
		容積率	200%		
		高度制限	指定なし		
	防火指定	指定なし			
その他	建築基準法第22条 都市再生特別措置法第88条、108条				
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容	
		道路後退	有	負担の内容	下記参考事項欄のとおり
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	
	電 気	接面道路配線	有	—	
	公営水道	接面道路配管	有	無	
	公共下水道	接面道路配管	有	無	
	都市ガス	接面道路配管	有	無	
交通機関	鉄道等	J R 予讃線 讃岐塩屋駅の 北東方 約0.7km 徒歩9分			
	バ ス	丸亀コミュニティバス 塩屋橋バス停の 北西方 約0.5km 徒歩7分			
公共施設	丸亀市役所		城坤小学校	西中学校	
参考事項	<p>◎本物件は、現状有姿による売払いです。</p> <p>◎本地北側及び西側市道については、建築基準法第42条第2項道路であるため、道路中心線確定後、道路中心線から2メートルの部分は道路後退が必要となります。（問い合わせ先：中讃土木事務所総務課 建築指導）</p> <p>◎本地は都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：丸亀市都市計画課）</p> <p>◎敷地の南西角付近及び北側から南側に空中線（四国電力・NTT）が通っています。</p> <p>◎敷地の境界標について、一部欠落箇所（明細図A）があります。</p> <p>◎本物件は、平成28年12月9日付「国土調査による成果」により地積及び境界が確定しています。</p> <p>◎丸亀市防災マップによれば想定される洪水・津波について0.5メートル～3.0メートル未満のエリアに該当しています。</p> <p>◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。</p>				

※ 物件調査書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

現 況 写 真

